

南部箕蚊屋広域連合訪問介護検討型地域ケア会議実施要領

(目的)

第1条 この要領は、南部箕蚊屋広域連合地域ケア会議等設置要綱(以下「要綱」という。)

第2条第4号で定める訪問介護検討型地域ケア会議(以下「会議」という。)の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 会議の主な検討内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2の規定により介護支援専門員から届出された厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。)を位置付けた居宅サービス計画(以下「計画」という。)の内容の妥当性について

(2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3の規定により介護支援専門員から届出された厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問介護を位置付けた計画の内容の妥当性について

(届出)

第3条 前条第1号において、計画を作成した介護支援専門員(以下「担当者」という。)

は、当該計画を作成又は変更した月の翌月末までに、厚生労働大臣が定める基準以上の訪問介護を位置付ける居宅サービス計画届出書(様式第1号)に、当該計画及び課題分析票を添えて南部箕蚊屋広域連合事務局(以下「事務局」という。)に提出する。

2 前条第2号において、担当者は、事務局から求めがあった場合には、当該計画の利用の妥当性を検討し、厚生労働大臣が定める基準以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画届出書(様式第1号)に当該計画に訪問介護が必要な理由等を記載し、当該計画及び課題分析票を添えて事務局に提出する。ただし、計画第2票に訪問介護が必要な理由等を記載している場合は、様式第1号の提出を省略できるものとする。

3 前2項により届出された計画について、訪問介護検討型地域ケア会議で検討済の場合は、次回の届出は前回の届出から1年後でよいものとする。

(会議)

第4条 事務局は、前条第1項により会議開催月の前月末までに届出された計画について、会議で訪問介護(生活援助中心型サービス)の利用の妥当性について検討する。

2 事務局は、前条第2項により届出された計画について、会議で訪問介護の利用の妥当性について検討する。

3 事務局は、前2項の検討の結果、改善が必要と認められたときは、改善すべき内容及び方法等について整理し、担当者に対して訪問介護検討型地域ケア会議における改善事項通知書(様式第2号)により通知する。

(改善状況の報告)

第5条 担当者は、前条で改善が必要と指摘されたときは、前条第3項の通知を受理した月の翌月から起算して3月以内に改善を行い、その結果を訪問介護検討型地域ケア会議の指摘事項に係る改善状況報告書(様式第3号)により事務局に報告する。

2 事務局は、前条第3項の指導事項に対して前項の報告内容が改善対応中の場合は、再度前条第1項又は第2項の会議で検討し、担当者を指導する。

(会議の開催時期等)

第6条 会議は随時開催とする。

(個人情報の保護)

第7条 会議の構成員及び会議に出席を求められた者は、要綱第4条の規定に基づき、個人情報を取扱う。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、事務局が所掌する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

南部箕蚊屋広域連合長 様

届 出 者	郵便番号	〒									
	所在地										
	居宅介護支援事業所名										
	介護保険事業所番号										
	電話番号										
	担当介護支援専門員氏名										

厚生労働大臣が定める基準以上の訪問介護を位置付ける居宅サービス計画届出書

厚生労働大臣が定める基準以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画を作成（変更）したので、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号）第 1 3 条第 1 項第 1 8 号の 2 又は第 1 8 号の 3 の規定に基づき、下記のとおり居宅サービス計画を届出ます。

記

フリガナ			介護保険被保険者番号										
被保険者氏名			生年月日	明・大・昭 年 月 日			性別	男・女					
住所 (住民票住所)													
居住地													
要介護認定	要介護度	☐ 要介護 1 ☐ 要介護 2 ☐ 要介護 3 ☐ 要介護 4 ☐ 要介護 5											
	有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日											
該当する内容	☐ 生活援助中心型サービスが規定回数以上 ☐ サービス費総額が区分支給限度基準額の 100 分の 70 以上、かつ訪問介護の利用割合がサービス費総額の 100 分の 60 以上												
添付書類	☐ 居宅サービス計画（第 1 票～第 7 票） ☐ 課題分析票												
基準以上の利用 となった理由													
生活援助中心型 サービスの 回数/月 (要介護度の 欄に記入)	要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5							
	基準回数	2 7 回	3 4 回	4 3 回	3 8 回	3 1 回							
	計画上の回数												

(様式第 2 号)

年 月 日

様

南部箕蚊屋広域連合長

訪問介護検討型地域ケア会議における改善事項通知書

訪問介護検討型地域ケア会議において検討した結果、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画について、下記のとおり改善が必要と認められましたので通知いたします。

記

フリガナ			介護保険被保険者番号											
被保険者氏名			生年月日	明・大・昭 年 月 日			性別	男・女						
住所 (住民票住所)														
居住地														
要介護認定	要介護度	☐ 要介護 1 ☐ 要介護 2 ☐ 要介護 3 ☐ 要介護 4 ☐ 要介護 5												
	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日												
検討内容	☐ 生活援助中心型サービスが規定回数以上 ☐ サービス費総額が区分支給限度基準額の 100 分の 70 以上、かつ訪問介護の利用割合がサービス費総額の 100 分の 60 以上													
訪問介護検討型地域ケア会議で検討した改善事項	改善が必要な事項													

(様式第 3 号)

年 月 日

南部箕蚊屋広域連合長 様

届出者	郵便番号	〒									
	所在地										
	居宅介護支援事業所名										
	介護保険事業所番号										
	電話番号										
	担当介護支援専門員氏名										

訪問介護検討型地域ケア会議の指摘事項に係る改善状況報告書

訪問介護検討型地域ケア会議で指摘を受けた厚生労働大臣が定める基準以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画について、下記のとおり指摘事項についての改善状況を報告します。

記

フリガナ			介護保険被保険者番号										
被保険者氏名			生年月日	明・大・昭 年 月 日			性別	男・女					
住所 (住民票住所)													
居住地													
要介護認定	要介護度	☐ 要介護 1 ☐ 要介護 2 ☐ 要介護 3 ☐ 要介護 4 ☐ 要介護 5											
	有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日											
検討内容	☐ 生活援助中心型サービスが規定回数以上 ☐ サービス費総額が区分支給限度基準額の 100 分の 70 以上、かつ訪問介護の利用割合がサービス費総額の 100 分の 60 以上												
訪問介護検討型 地域ケア会議の 指導事項	指導事項												
	改善状況	☐ 改善完了 ☐ 改善対応中											
※上記が「改善 対応中」の場合	改善対応中 となっている 理由												
	改善完了の目途	年 月頃											
添付書類	☐ 居宅サービス計画（第 1 票～第 7 票） ☐ 課題分析票												
生活援助中心 型サービスの 回数/月 (要介護度の欄 に記入)	要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5							
	基準回数	2 7 回	3 4 回	4 3 回	3 8 回	3 1 回							
	計画上の回数												